

第9回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年7月11日(火)午後2時30分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

金谷暁, 赤羽哲朗, 蛭原意, 尾崎寛生, 酒井明夫, 塩村公子, 高橋洋子, 藤原由美子, 山信田寧(五十音順, 敬称略)

(庶務)

後藤地裁事務局長, 佐藤家裁事務局長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 小野地裁事務局長次長, 島田家裁事務局長次長, 門脇地裁総務課長, 小野垣主任家裁調査官, 藤井家裁庶務係長

第4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 開会あいさつ(金谷委員長)

2 新委員紹介(尾崎, 蛭原委員)

3 委員長代理の指名(金谷委員長)

前委員長代理である瀬戸委員の7月1日付け退任に伴い, 委員長代理として新たに蛭原委員を指名した。

4 配布資料の説明(金谷委員長)

5 前回以降の取組状況報告

庶務担当から, 次の項目について説明がなされた。

- (1) 憲法週間行事「成年後見制度説明会」について
- (2) 地域包括支援センターとの連携について

6 「活発な裁判所委員会」調査(アンケート)の取扱いについて

「調査内容は, いずれも公開されているものであり, 回答して差し支えない。」との意見が大半であったので, 調査に回答することとし, 回答内容は金谷委員長に一任することとした。

7 議事テーマ「少年事件における保護的措置について」の意見交換等

- (1) 基本説明等

意見交換に先立ち、次のとおりビデオ上映及び説明がなされた。

- ア ビデオ上映「少年審判～少年の健全な育成のために～」
- イ 少年審判事件の一般的手続の説明（蛭原委員）
- ウ 盛岡家裁における少年事件の動向について（庶務担当）
- エ 盛岡家裁が取り組んでいる保護的措置について（庶務担当）

(2) 意見交換

議事テーマに関し、概略、次のような意見交換がなされた。

少年に対する保護処分は5種類あるということだが、どの処分を選択するかということについて、基準はあるのか。

明確な基準というものはないが、処分決定に際しては、非行事実の重大性や要保護性の程度を判断の基礎とすることになる。

盛岡家裁が取り組んでいる「万引き被害を考える講習」について、以下の点について伺いたい。

ア 繰り返し参加する少年もいるのか。

イ 全国的に行われている取組みなのか。

ウ 講習の効果はどの程度あるのか。

アについて、繰り返し犯罪を犯す少年については、もっと重い処分にならざるを得ないので、受講させるのは基本的に1回だけである。

イについて、講習会は、5年ほど前に東京家裁で始まり、現在では、全国の家裁に広まっている。

ウについて、昨年10月からの取組みであり、取組み期間が短いことから評価は難しいが、受講した少年及び保護者の感想文からは反省の色がうかがえるとともに、これまで行った講習(4回実施)を受講した少年に、再犯の例はないので、相当程度の効果はあるのではないかと考えている。

岩手県では、平成14年に少年の非行件数が増え、その後徐々に減っている傾向にあるが、同年に特徴的な何かがあったというわけではないと考えている。昭和の時代は、もっと件数が多かった年度もあり、全国的には、全体として増減を繰り返しながら徐々に減ってきている傾向にある。少年非行の減少は、少子化の影響で、少年の数が減っていることも起因しているのではないと思われる。

少年の犯罪は、家庭の中での親、特に父親との関わりが大きく影響しているように思うので、本当の被害者は、実は犯罪を犯した少年自身ではないかとさえ思うことがある。講習には、両親の参加を求めているのか。また、父親の参加者はどの程度いるのか。

特に、両親による参加は求めている。両親で参加するケースもあるが、父親の参加者は母親よりも少ない実情にある。

なお、本年9月には「万引き被害を考える講習」に併せて、講習に参加した保護者に対して、少年とどう向き合っていくかをテーマに、保護者会という形で、グループワークのような講習会を開くことを計画しているところである。その際には、両親の参加を求める予定でいる。

少年の身柄を拘束している事件に関しては、両親が共に来庁するよう呼び出し

ている。過去のケースであるが、在宅事件で少年と両親を呼び出したところ、少年と母親しか出頭しなかったので、問い質すと、父親は駐車場の車で待っているというので、父親の参加を促したことがある。講習への父親の参加について、今後力を入れる必要性を感じている。

資料「万引き被害を考える講習」の少年及び保護者の感想文からは、家庭裁判所の努力している姿勢がうかがえ、非常に感心している。このことについて、今後の教育に生かすために、少年に大きく関わって、影響力を持っている学校の教師に家裁の取組みの実情を知ってもらおうとともに、少年の心の奥に潜む色々な思いを理解してもらおう方策を講じることはどうか。

講習は、少年に大きな良い効果を与えているように思うので、1回当たりの人数を増やすとか講習の回数を増やすとかの拡大策を検討してはどうか。

講習の拡大については、講習室のキャパシティー、講習とその時期に見合った少年の選択、講師の人選等の問題を含めて検討したい。

講習は、グループワーク的なものなので、少人数が好ましいと考える。メンタルフレンド事業として、大学生のボランティア家庭訪問とか、県警で行っている少年サポート事業等、様々な活動があるようなので、そういった機関との情報交換も必要なのではないか。

現代社会で一番しっかりしなくてはならないのは親だと思うので、家裁でも、保護者に対する働きかけに一層力を入れてほしい。

第5 次回委員会について

- 1 平成18年11月6日(月)から8日(水)までのいずれかの日に、盛岡地方裁判所委員会と合同で開催する方針とし、具体的な開催日時は庶務担当から改めて通知することとした。
- 2 1の合同委員会での開催テーマの一つとして予定している、最高裁実施の裁判員制度に関するアンケート結果の概要について、庶務担当から説明がなされた。
- 3 次回以降の開催テーマは、8月末までにアンケートを実施し、その中で各委員において提案があれば、それらを踏まえて決定し、庶務担当から改めて通知することとした。

第6 閉会

以上